

# 筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

## 9条の会 ニュース No.45 2015年6月発行



2014.5.1 / 第85回 筑波学園都市関係会議ーメーテー

〒300-2667 つくば市中別府591-7

電話/Fax 029-847-3884

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

**憲法違反の戦争法案、『安全保障関連法案』に反対します。**

**国会審議を直ちに中止し、即時廃案にすることを要請します!!**

研・学9条の会世話人会では、本年2月、集団的自衛権行使の法制化に反対する（声明）を表明しています（2015.2.19、ニュースNo.44）。その後、内閣が国民に提示し、現国会で審議が行われている自公による、いわゆる「戦争法案」は、憲法前文と同9条に明確に違反しています。

6月18日に開催された第94回世話人会において、国会における法案審議を直ちに停止し、法案の即時廃案を求めることが決定しました。国民主権を蔑ろにする安倍首相の退陣も要求します。

### 『安全保障関連法案』に反対する。

#### 国会審議を中止し、即時廃案にすることを要請する（声明）

安倍内閣による日米軍事協力推進の下、現国会で審議が行われている自公提案になる、『安全保障関連法案』、新設法案『国際平和支援法』及び関連十法改定になる一括法案『平和安全法制整備案』に関わって、次の四点を指摘し、法案の審議を停止し、それらを廃案にすることを要請します。また、日米間において合意された改定日米軍事協力指針、ガイドラインの破棄を要請します。更に、安倍首相がその座から退くことを要請します。

- 1) 国民に提示することなく、また、国会審議を始めないままに、安倍首相は米国大統領との会談においていわゆる『戦争立法』制定を確約し、加えて、米上下両院合同議会においてその制定期限を約しました。いわゆる戦争法案は与党間の合意内容の大綱なるものがメディアを通じて国民が知っただけで、法案の姿がなく、国会において審議が為されていないものでした。安倍首相の言動は国民主権を蔑ろにし、且つ、国家主権を売り渡す行為であり、断じて許すことができません。
- 2) 安倍首相の確約に先立って、安倍内閣は改定日米軍事協力指針、ガイドラインに合意しました。改定ガイドラインは憲法が禁ずる集団的自衛権行使を謳い、極東の範囲を超えて自衛隊を派兵し、武器使用を前提に、平時、戦時を問わず自衛隊が米軍と統一指揮のもとに作戦することを謳っています。全ての点において日本国憲法に違反しています。改定ガイドラインは、また、日米安保条約が定めた枠組みをも超えていることを指摘しなければなりません。
- 3) その後、内閣が日本国民に提示した「戦争法案」、即ち、『海外派兵恒久法』及び『自衛隊法等改正一括法案』は、改定ガイドラインを忠実に実行するための新法制定及び自衛隊法等関連10法の改定からなっています。これらは集団的自衛権行使し、米国の行う戦争に自衛隊が“切れ目なく”参加し、米国軍と統一指揮のもと、自國への軍事的攻撃の有無に関わりなく、状況の恣意的判断に従って地域、戦場・非戦場に関わりなく出動し、戦闘に巻き込まれることを前提に自衛隊の武力行使を認めています。これらは憲法前文と同第9条に明確に違反しています。法案の審議を即時停止し、法案を廃案にすることを要請いたします。
- 4) 審議されている法案は憲法98条により、その効力を有するものではないことに注意を喚起します。同時に、安倍内閣は同99条が規定する義務に違反しています。ポツダム宣言を否定し、日本国憲法に反する行為を重ね、戦後日本を律してきた枠組みを否定する安倍首相の言動と施策は日本国の進路を危うくしています。国民主権を蔑ろにし、国家を売る安倍首相は直ちにその座を退くべきであると私たちは考えます。

2015年6月18日

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 世話人会

筑波の研究所・大学関係9条の会 『第18回講演と対話の集い』が開催されました  
(2015年6月7日(13時30分~16時30分) 小野川交流センター 会議室)

～研・学9条の会結成10周年を迎えて～  
“憲法9条を根底から覆す『戦争立法』と  
改憲の暴走を止めるために・・・”

基調報告：「『戦争立法』・増税・社会保障潰し—暴走安倍内閣、  
研究所・大学関係9条の会の10年」 高松邦夫 氏

話題提供：1、「戦争の歴史」 和気正芳 氏  
2、「海外で武力行使する自衛隊に死傷者は出ないか」 中山熙之 氏  
3、「時代を超えて存在する、ファシズム体制の諸形態」 上原 満 氏

「研・学9条の会」賛同人および周辺の方々を講師に迎え、表記の題目で対話集会を開催しました。以下に、「基調報告」と「話題提供」の概要を掲載します。

### 第18回対話集会『基調報告』

#### 「戦争立法」・増税・社会保障潰し—暴走安倍内閣、研究所・大学関係9条の会の10年 高松邦夫（研・学9条の会、KEK九条の会）

##### 報告の大筋

- 現状の認識・安倍内閣の本質と危険性：この10年戦前への回帰願望、嘘と隠し、そして脅し
- 研究所・大学関係9条の会（研・学9条の会）：この10年 対話集会、ニュース・見解表明
- 抵抗の砦：九条の会、民主主義と地方自治
- 研・学9条の会：賛同者・世話人会・活動力、展望

添付資料、《資料》見解・声明・抗議

《要約》4月末、アメリカ詣をした安倍首相は、国会の議論を経ないまま、米大統領及び米議会に『戦争立法』の法制化を確約した。日米軍事協力の指針・ガイドライン再改定をその前日に行った。辺野古新基地建設強行、TPP早期妥結、を併せて確約している。憲法の建前を壊し、国の主権と国民の生活を売る行為である。米国の戦争に“切れ目のない”協力を周到に準備してきたことが窺える。集団的自衛権行使を法整備した「戦争立法」が日本国を護ることはない。他国侵攻の手だてである。徴兵制をも想定しなければならない事態は日本国の姿を根底から変える。

第一次安倍内閣で「教育基本法」を変え、第二次・第三次内閣で秘密保護法施行、集団的自衛権行使閣議決定に始まり、施策の全てを、安倍首相の“歴史認識”と併せ、『戦後レジームからの脱却』に捧げている。ファシスト的手法で国会を無視し、国民生活を破壊し、民主主義を根底から覆す施策の一つ一つを私たちは潰さなければならない。研・学9条の会は、安倍内閣の施策の数々に対処し、また、その中で多くの事を学んできた。政治・社会の現状を確認し、研・学9条の会のこの10年を振り返り、9条の会の砦の一層強固な構築と共に、民主主義を守る砦について語り、考える。

#### はじめに

戦前・戦中派、戦後男女共学6・3・3新学制申しこそ、或いは、戦後の生まれで、70年安保と対峙した世代、或いは、更にもっと後の世代、これら経験の異なる諸世代によって、当然、戦後の受け取り方が異なるであろう。しかし一様に民主主義を享受してきた。「新憲法」を自らのものとした。執拗な戦前

への復帰願望は、警察予備隊から出発し自衛隊へと衣替えしたことを典型とする既成事実の積み重ねが一方で為されてきた事を見てはきたが、しかし、改憲策謀の底流が今のように大手を振って表層に顕れる時があるのを予想してはいなかった。“こんな筈ではなかった”という思いが有る。

## 現状の認識 安倍内閣の本質と危険性

### この10年、民主党内閣凋落まで

我々が今どのような状況下にあるのか、この10年の政治・社会状況の認識ができるだけ共通にしておくことが必要であろう。単独講和と日米安保条約それに基づく行政協定(その後60年安保改定・日米地位協定)が戦後の日本の政治社会を規定した。1947年新憲法公布を喜んだ。沖縄はその圏外に置かれ、日本国憲法の及ばない、米国の統治下とされた。本土復帰は1971年のことで、しかしそれも、核抜き・本土並みは裏切られた。密約の存在も後に知った。自民55年体制と呼ばれた保守政権下、所得倍増、列島改造、もはや戦後でない、そしてバブル破裂後、体制が崩壊した。

新自由主義経済を旗印に、小泉内閣が、“聖域なき構造改革”市場経済至上のもと、官から民への掛け声で、郵政民営化を筆頭に、規制緩和に狂奔した。社会の競争が激化した。他方、靖国参拝を強行、有事法制(武力攻撃関連3法案)を制定し、改憲の動きが台頭、それへの危機意識が高まった。九条の会がアピール(2004年6月10日)を発し、

「…。しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って『戦争をする国』に変えるところにあります。そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を実際上破ってきています。また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにしようとしています。そして、子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えようとしています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす国の方針を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。私たちは、この転換を許すことはできません。」と述べ、『憲法』と『教育基本法』改悪に警鐘を響かせた。『アピール』に応え、全国の地域・職場・サークルなどに、九条の会が広がり、その数は7500団体に及んでいる。

『自民改憲草案』を引っ提げ、2006年第一次安倍内閣が誕生し、『戦後レジームからの脱却』・『美しい国づくり』の旗印の下、『教育基本法』を改定、『国民投票手続法』を制定、一年の短い在任の間に、念願を果たした。極度の支持率低下で首相の座を退き、福田、麻生が継いだ。選挙に大敗、民主党に期待が高まった。脱官僚・行政改革が記憶に新しい。普天間基地移設を巡る混乱などで、鳩山内閣の後を菅直人が継いだ。しかし、在日韓国人違法献金問題等、また、2011年3月11日、東関東大震災と

続く大津波、それによる東電福島第一原発群の炉心熔融事故対応に適切さを欠き、信を失った。一方、武器輸出三原則見直し・集団的自衛権行使要求・辺野古新基地案・TPP参加が、菅直人の下で、既に、語られていた。統一地方選挙敗北を受け退陣、野田佳彦内閣にバトンが渡った。1年3ヶ月の短命内閣であったが、その間に、財界に意を遣い、民自公三党合意になる反動的施策を加速した。消費税増税、税と社会保障一体化、辺野古移設推進、武器輸出三原則緩和、TPP参加、公務員給与引き下げと定員削減、八重山教科書問題、原発事故収束宣言・災害補償停滞、他方で原発再稼働決定と建設容認、集団的自衛権行使容認、JAXA法の平和条項削除と宇宙基本法に『安全保障に資すること』を明記、原子力基本法に『安全保障に資する』を追加、尖閣諸島国有化、等を加速度的に施策している。防衛白書で『動的防衛協力』を正面に押し出した。全てにおいて自民党と変りがなく、財界の意向追随に汲々とし、反動に終始、ほぼ完全に自民補完の役割に徹した。期待への反動が大きく、2012年12月、選挙に大敗、第二次安倍内閣を誘った。

### 1.2 この10年、 第二次・第三次安倍内閣

自公連合2/3議席以上獲得は改憲発議を手中にする。それが選挙制度と低投票率の上にあることを確認しよう。低投票率は民主主義にとって危険信号である。新自由主義経済政策を継ぎ、『戦後レジームからの脱却』と大胆な『改革』を呼号、政策を遂行する上で、人事に特徴を發揮した。閣僚の8割を

「日本会議」メンバーから起用、更に、内閣法制局長官、日銀総裁及びNHK経営委員と会長を矢継ぎ早にすげ替え、全てに腹心を据え、予め施策の障害を外した。私的有識者諮問会議を多用し、施策があたかも公正・中立であるかのように装う。

戦犯であって、その後、首相として日米相互協力および安全保障条約(新安保)に調印した岸信介から数えて三代目、安倍晋三が祖父の戦前の名誉を必死に守るかの様な姿に異様なものがある。安倍首相の政策を見る上で、彼の資質を“定式化”しておこう。極右であり、嘘と脅しの上に強権的手法を常用、対米依存を足場に世界の一等国仲間入りを夢見る。国家主権を売り渡しているという意味では祖国の観念が、既に、ない。施策を見るに、『戦後レジームからの脱却』を掲げ、自民党改憲草案を提示し、戦前への回帰を求め、且つ、日米軍事同盟による後ろ盾を必要としている。先に述べた「日本会議」は皇室継承(男系)・改憲・教育(教科書・教育委員会制度・愛國心・国旗国歌)、国防、靖国神社(参拝)、反男女平等、人民主権侵害を活動の要にしている。安倍首相は同時に日米軍事同盟を至上のものと掲げる

が、日本会議を源流とする『戦後レジームの脱却』はポツダム宣言受諾に基づく国づくり・国際社会参加と矛盾する。加えて、安倍は神道政治連盟のメンバーで、靖国神社参拝を行うことを旨とする。憲法は国の機関の宗教行為を禁じ、戦犯を合祀した神社に額づくことを許していない。

新自由主義的思想に基づいた施策は、競争に基づいて高効率を求める。国際的に展開する競争は必然的に排他的になり、それは無限の経済格差を不可避免とする。第二次大戦を植民地主義・侵略戦争と認識せず、従って、謝罪がない。慰安婦問題では強制連行の証拠が見つからないことを理由に、軍・政府の関与を全面否定している。学会、メディアへの干渉を辞さない。何れも70年を節目とする首相談話に関わり、安倍首相の姿勢に関わる。「消費税増税」、「大企業減税」、「社会保障破壊」、「TPP参加」続行・国会決議無視と自民党公約反故の上に政治決着を願望、「アベノミクス三本の矢(異次元金融緩和・機動的財政政策・民間投資喚起成長戦略)」、「残業代ゼロ」・「労働者派遣法改定」、冤罪を生む「司法取引」制度、「秘密保護法」制定による隠蔽と監視社会強化、「集団的自衛権行使容認」閣議決定と自公合意、「国家安全保障会議」・「国家安全保障基本法」制定、「宇宙基本計画」策定による宇宙軍拡、武器禁輸三原則を「武器移転三原則」に改悪、自衛隊「文官統制」廃止、「マイナンバー適用拡大」、「農協解体」、「沖縄辺野古新基地建設強行」、また、「教科書検定強化」・「採択介入」、「道徳教科化」、「大学学長権限強化」・「競争的資金導入」と「国旗国歌押しつけ」など教育への介入と統制強化、「原発災害復旧・復興・保障」の遅滞、これら増税・社会保障破壊・TPP参加など全ての経済政策に財界の意を迎え貧困と格差を増大させ、宇宙・武器を含め全ての軍事外交が後に述べる日米軍事協力強化と米国の意向の下に組まれている。教育への干渉が著しい。「メディア対策」と「恐喝」等を手段に、2012年末以来、短期間に暴走の限りを尽くしている。去る2月の第三次安倍内閣施政方針演説においては、2/3を超す議席を背景に、『戦後以来の大改革』と称し、『日本を取り戻す』、

『この道しかない』と叫んだ。4月末、国会会期中に、米国旨を行ひ米大統領にTPP早期妥結、辺野古新基地建設強行とともに、「戦争立法」制定を確約した。「戦争立法」は法案の大綱を自公合意したばかりで、法案の姿もなく、国会において審議すら始まっていない。その段階で首相が米に法案制定を約束した。米上下両院合同会議演説で、夏までに法案を可決すると誓った。立憲民主主義を真っ向から踏みにじり國の主權と國民の生活を売りわたす、許さ

れない、行為である。どのような立場からも大義の一片も推し量ることが出来ない。首脳会談の前日に日米軍事協力の指針・ガイドライン再改定が行われた。ガイドラインは伝えられる「戦争立法」にそのまま重なる。ガイドライの敷く路の上を「戦争立法」が忠実に歩んでいることが知れる。

会談において安倍首相が辺野古新基地建設に同意しない翁長知事の意向を伝えたが、オバマ大統領は一切応えなかったという。安倍首相は『唯一の解決策』が新基地建設であるという自らの考えが変わらないことを同時に伝えたと報じる。首相の県民に対する裏切りである。また、大統領が沖縄県の意思を完全に無視している姿に、アメリカ民主主義の凋落を知らされる。(2+2) 共同声明で、辺野古米軍新基地建設が普天間基地の「継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した」と伝えた。これについて翁長知事が記者会見で次のように述べた。“唯一の解決策という言葉は日米同盟、安保体制を揺るがしかねないと。この言葉の意味を肝に銘じる事になるであろう。地方一中央政府の関係においてその言葉の重みを知るべきである。

以下に、「戦争立法」の問題点の概略を簡単に記す。現「武力攻撃事態法」を改定し、集団的自衛権行使になる「武力攻撃・存立危機事態法」制定、現「周辺事態法」改定し地域を問わない「重要影響事態法」を制定、米軍支援のために出かける派兵恒久法として「国際平和支援法」を新設、これらは全て世界に対応である。「武力攻撃・存立危機事態法」は日本に対する武力攻撃有無に関わりなく対処できる。併せて、他国軍の武器等防護・邦人救出を可能にするため、現「自衛隊法」改定、現「PKO法」を改定して、国連統括以外でも活動できる「国際平和協力法」制定、関連11法案が、目下、対象になる。これにより、地域を問わず“何か”事態を想定し(武力攻撃をうけているか否かにかかわりなく、また、事態が軍事非軍事に関わりなく想定し)、戦場・非戦場を問わず武器を携行して参加、それを以て、切れ目のない対応、すなわち、地球上のどこにでも、いつでも直ちに出かけ、他の国と協同して、何れの国とも軍事活動を可能にする。「恒久法」で例外のない国会「事前承認」を定めているが、7日以内の時間的制約を設け、更に、これも2年継続後の延長では外され、「事後承認」可となる。国会審議事項に制約を設けるのも問題であろう。他の法は全て笊法で、国会が埒外に置かれる。何よりも、自衛隊が違憲の存在であり、現行でも、海外派兵を禁じていることを忘れてはならない。“戦争”参加・支援において、米軍の基準で行う場合、いわゆるテロリストの対応に問題が生じる事が必然であろう。

ガイドラインにおいて、地方自治体・民間の戦時動員、さらに実質的な統合指令部設置が盛り込まれている事が目新しい。問題になることが必至である。第二次安倍内閣で、既に、宇宙空間の軍事利用に途を開いた。新ガイドラインにおける協力重要事項に挙げられている。また、安保条約において互いに自ら課した枠組み、それぞれの国の「憲法条の規定に従う（第三条）」こと、また、「日本国のお安全または極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたとき（第四条）」に対処するとしていることを超えている。これらの先には、徴兵制のあることも知らねばならない。若者を戦場に送りだすことを誰が命じ得るか。殺されるばかりでなく殺すことを誰の名においても命ずることが出来ない。

### 1.3 安倍内閣の嘘・隠し・脅し・すり替え

安倍の手法に際立った定式、嘘をつく—それらは大きければ大きいほど有効、不都合を隠す—黙して語らず・他の大きな問題の陰に置く、邪魔者は消す—脅しによって沈黙させる、そして、すり替える—戦争を平和という如く が指摘できる。脅しは財政的・政治的・社会的と多面的である。問題のすり替えも横行する。欺瞞と強権的手法で民主主義を圧殺している。メディア関係、安全保障・基地、教育、地方自治に著しく、政府・社会・経済など、全ての分野の諸局面で顕れる。

- ◎ メディア：慰安婦問題、会食、辞表とりまとめ、NHK・日テレ聴取。
- ◎ 教育：教科書検定・採択、小中学校統合、大学 競争的運営費・学長権限強化・国歌国旗強要。
- ◎ 歴史認識：アジア太平洋侵略戦争、大量殺戮— 歴史偽造。
- ◎ 地方自治：交付金による締め付け、地方創生— 道州制の隠れ蓑。
- ◎ 基地：辺野古新基地建設強行・財政的脅迫・知 事会見拒否—民意無視・地方自治圧殺。
- ◎ 麻生本音：ナチスの騙し脅し手法に学ぶ、“いつ の間にか”、“合法的手段で”。
- ◎ 平和：「積極的平和主義」—積極的軍事介入主 義（“積極的”の本来の意“貧困と格差撲滅”的意 をすり替え、軍事介入を平和という）、「平和 法規」—戦争法規

何れも典型を示す。教科書採択における、沖縄県八重山地区（石垣市・与那国町・竹富町3市町教育委員会）の採択結果に対する文科省の介入は、中央政府が無法を押し通そうとし、八重山地区協議会が地方自治法・地方行政法・そして教科書無償法と各レベルの法律でがんじがらめに縛られながら、尚且つ、竹富町は地方自治の本旨に基づき、地方政府の意思を対峙させ、主張を貫いている。地方と中央政府の

関係として、辺野古新基地のたたかいと共に、教訓的である。

### 筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

#### （研・学9条の会）の10年

10年前、九条の会が発したアピールに応え、研・学9条世話人会は「しかるに今、その9条を中心日本国憲法を変えようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。特に、国会の憲法調査会は、9条2項について、『自衛権および自衛隊について何らかの憲法上の措置を取ることを否定しない意見が多く述べられた』、『非軍事の分野に限らず国連の集団安全保障活動に参加すべきであるとする意見が多く述べられた』としています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決を目指す國のあり方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。その意図は、日本をアメリカに従って『戦争をする国』に変えるところにあります。私たちはこの転換を許すことはできません。（2015年5月11日）」と声明した。

小泉内閣の時期において高まった9条改変の危機は、安倍内閣以降、一層強まっている。

研・学9条の会は“総会”において活動を総括・確認し、事務局と世話人会が会の運営を担って来た。講演と対話集会を年2回程度の割合で企画し、対話集会が総会を兼ねた。対話集会は基調講演と共に集会参加者の討論に重点を置き、また、パネリスト・話題提供者による討論で議論を一層醸成した。情勢を知り、互いに学び、考えを確認する上で効果的であったと思える。集会で語られた主題は、先に述べた政治・社会の動きに対応して多岐にわたる。それらは憲法・平和・安全保障・エネルギー・食糧に及んでいる。科学者の社会的責任に敏感にならざるを得なかった。講演・対話、報告からなる3時間半の集会を、これまでに、17回開催している。主題に応じて集会参加者は40-80名を数えた。政治・社会状況に応じ、会の名で、関係方面へ「抗議」を発し、また、「声明」また「見解」を公表した。「ニュース」を通じて賛同者の考え方、社会状況の分析などを伝え、議論の醸成に努めた。ニュースはこれまで44号を重ねている。会の活動は会員のカンパで賄われている。賛同者は2007年6月 815名、2011年3月 822名、2015年2月 834名を数える。2006年11月発足1年半後からみて、増加が僅かである。

### 2.1 対話集会

最初の5年間は、平和の問題と安全保障問題一般に関心が集まった。2012年以降、横暴を極めた大阪維新の会が如何なる存在か理解することに始まり、安全保障、集団的自衛権など直接改憲に関わる問題が多く議論されている。この間、2010年ころまでは、エネ

ルギー・食糧・労働など生活に関わる問題を併せて議論した。

3.11東日本大震災と原発事故に関わっては、問題の性質から、他の諸会合と協同して問題に対処していた。自然エネルギー利用を学び、また、安倍内閣が選挙用として急遽持ち出した、“地域消滅”問題の虚構を学び、地方自治の本旨に立ち戻って議論した。

主題の全てにおいて、憲法と国内外の平和に関わっている。講演と討論が賛同者の間でどのように受け取られてきたか、まとめられたものはないが、集会後の折々、研・学9条の会ニュースのアンケートには主題に対する認識が深まったことが寄せられている。

## 2.2 ニュース、見解・声明・抗議表明

ニュースは対話集会毎と、また、その間を埋めて、平均して3ヵ月ごとに発刊され、これまでに44号を数えている。原発事故以降は災害の安全性に関わった寄稿が多くなされている。安倍第二次内閣以降は、憲法の危機に関する記事が、当然ながら、多い。

《資料》に見解・声明・抗議表明の表題を一覧にした。

### 抵抗の砦

#### 3.1 九条の会

小泉内閣に始まり、安倍自公内閣の常軌を逸した行動の数々、そしてそれらが対米従属と新自由主義に発する根深いものであればある程、それらを阻止する“闘い”的足場・砦の構築が必要であった。10年前に、九人の方々の発した『九条の会』アピールが日本全国に砦の構築を促した。今や全国で7500に及ぶ九条の会が創造的な活動を展開している。『九条の会』10周年記念集会(2014年6月10日)で発起人の方々の話された講演、また、メッセージは示唆に富む。それら講演のキーワードの一部を記す。

大江健三郎氏「私は文学より他の事をしなくてはいけないと感じようになりました。加藤さんの言葉を引用して(話を)終わります。『戦争の準備をすれば戦争をやる確率が大きい。もし平和を望むなら“戦争を準備せよ”ではない。平和を望むならば平和を準備した方がいい。戦争を準備しない方がいい。』 平和な日本は戦争か平和かを選ぶことが出来ます。戦争をする日本では、戦争か平和かを選ぶことができません。みなさん、一緒にできるだけのことをしましょう。一諸に出来る事は限りなくたくさんあるのです。」

奥平康弘氏(本年1月逝去された、ご冥福を祈る)  
「僕たちは、96条改正をつぶすことが出来ました。今度は、集団的自衛権をつぶすのが僕たちの緊急の課題です。」

澤地久枝氏「軍備を持って脅かして、戦争を仕掛けしていくことで事が解決するかと言ったらそうじゃ

ないですね。日本の憲法は、今までなく光を当てられています。私は一步も引かないでこの憲法を守りたい。憲法の原点に戻りたいということを決心として申し上げたい。」

鶴見俊介氏(メッセージ)『戦争への動きを止めなくてはなりません。九条の会に思いを託します。』

梅原猛氏「安倍首相の動きを見ると、彼は祖父の岸信介元首相の靈が乗り移って、平和憲法を否定し、日本を戦前の日本に戻そうとしているようにしか思われません。九条の会呼びかけ人の中でも、軍隊生活を経験し現在存命なのは鶴見俊介さんと私だけです。この戦中派のつらい思いを戦争を知らない人にも伝え、九条を守る必要性を訴えていきたい。」

呼びかけ人の方々は、等しく、九条の会を砦にし、たたかいが今正念場であると訴えておられる。そして、容易なたたかいでないことを言外に語っておられるようである。『一緒にできるだけのことをしましょう』が合言葉として受け取れる。

九条の会は、本年2月23日にアピール、「憲法9条を根底から覆す『戦争立法』と改憲の暴走を止めよう—主権者の声を全国の草の根から」を発し、同5月1日に「九条の会事務局からの訴えと提案」を行っている。「いま憲法9条は存亡の岐路に立っている」と始め、『戦争立法』が成立すれば「戦後日本の進路の根本的な転換」となる事を警告し、2.23アピールを踏まえ、「戦争立法と改憲の暴走を止める」行動を全国の九条の会に提案している。「草の根からの圧倒的世論と、法案の危険な中身の追及」、そして「国会内外での阻止行動」の連携を訴え、更に、「原点に立ち戻り」、一層「幅の広い共同の行動」を求めている。

選挙で2/3を超える議席を得て、戦争法制立法化的野望を果たそうとする安倍内閣の企みに対して、2.23アピールは次のように結んだ。

「いま、…、安倍内閣の暴走にストップをかけようとするさまざまな団体による取り組みが発展し、それらの団体間の共同が広がっています。これを、私たちは心から歓迎し、その成功を願ってやみません。同時に、結成から10年を経過した私たち九条の会にとっても、その真価が問われる正念場です。戦後70年の今こそ、日本国憲法9条の意義を再確認し、日本と世界に輝かすべき時です。それこそが、世界に広がる暴力の連鎖を断ち切る保障です。全国のすべての『九条の会』が、憲法9条を破壊する安倍内閣の戦争立法と明文改憲に『NO』の声をつきつけ、その暴走をストップさせるために、草の根での訴えと話し合いを創意をこらして展開しましょう。」

### 3.2 民主主義・地方自治

安倍首相の施策は、我々が既に知るように、集団的自衛権行使のために、すなわち、日米軍事協力遂行のため、出来る事は何でもやろうとする。第一次内閣で教育基本法改悪を果たし、今は異次元金融緩和に突っ込み、増税と社会保障切り捨てのもと国民生活破壊をものともしない暴走振りを見せている。これら全て、民主主義の根幹を破壊「戦後レジームからの脱却」は憲法を破壊し、国の在り方を根本から変え、これまで日本国民が培った民主主義を根底から覆すことを意味している。研・学9条の会は、これらに能う限り正面から対応してきた(と自負する)。

憲法の柱の一つ、“地方自治”は、住民自治に拠り、民主主義を最もよく体現している。実際、安倍首相は地方自治体から権限を奪うことで、施策の遂行を図ってきた。医療改革は、国民健康保険の財政運営を市町村から奪い、都道府県に移すことで、地方自治体の権限縮小の上に国庫負担の軽減を策している。75歳以上、後期高齢者の窓口負担を現行1割から2割に改悪を図っている。東京都日の出町では、後期高齢者医療制度において、自己負担ゼロを実現している。安倍の医療破壊の下では、日の出町の施策が出来なくなる。消費税増税の口実は社会保障の充実であった。増税分を全てそれにあてると公約した。見事に裏切っている。増税分が大企業の減税分と見事に一致している。住民による、米軍・自衛隊の違憲訴訟において、地裁で勝訴したにも拘わらず、最高裁でことごとくそれらを退け、歴代の自民内閣はそれをもって住民の要請を、ここでも、無視して来た。防衛と外交は中央政府の専管事務と言われる。それを盾に、地方がこれらに関与できないとしてきた。しかし、先にみたように、ガイドラインは地方自治体と民間の戦時における動員をその中に組み込んでいる。これらは本来地方事務に関わる。そもそも、人権を含め平和的に生存する権利は地方自治の本旨に基づいた地方自治体の専管事務である。

地方自治の運営はその本旨に基く(憲法第92条)。中央政府に対して地方自治体(地方政府)は対等の立場に、本来、ある。地方自治法にがんじがらめに縛られ、財政の基盤が極めて弱い形に仕組まれているが、それでも、憲法のもと、地方自治の本旨に基づいて施策を進めてゆく事が出来る団体である。地方政府が健全に経営され、栄えることなくして中央政府が栄える事は出来ない。いま現実には、中央政府が大きな力で地方政府をコントロールしているが、本来、地方政府の施策もまた中央政府の施策をコントロールする事が出来る。安倍首相は地方消滅を喧伝し、地方創生を唱えるが、それは一層の中央支配を可能とする道州制への道程の隠れ蓑に過ぎない。地方自治が民主主義の原点であることを認識し、今

こそ、中央政府に対して地方政府の復権を遂げ、市民生活防護の砦としなければならない。それは、また、戦争を用意する施策をストップする砦になると信ずる。自民改憲草案は、実際、地方自治を恐れ、

「地方自治の本旨」を骨抜きにし、住民主権を否定、地方を単に中央の下請け機関に落としている。

沖縄県民が、今、辺野古新基地強行建設に抗して地方政府の見事な実践例を示している。日米首脳会談で、両政府が辺野古への新基地建設推進の姿勢を示したことに、翁長知事は、『大変遺憾だ。相変わらず安倍総理のかたくなな固定観念が示されたのは残念なことだ』と語り、さらにその前日、4月27日の日米(2+2)共同声明で、新基地建設が普天間基地問題の『唯一の解決策』と確認したことについて、先にも記したように、『強い憤りを感じている。唯一の解決策という言葉は日米同盟、日米安保体制を揺るがしかねない』と述べ、地方政府の意思に反して強行する中央政府の施策に対し、強く警鐘を響かせた。

地方自治において、住民投票は直接民意を映します。今、つくば市で進められている「総合運動公園建設」是非を問う住民投票請求運動が注目される。つくば市において、未だ、自治基本条例が制定されず棚上げ状態にある。自治基本条例(憲章)は地方自治体(政府)の憲法ともいえるもので、憲章により住民自治の基本が確立する。今後の重要な運動となるであろう。

平和への想いは国際関係に及ぶ。軍事同盟強化に代わり、集団安全保障体制の重要さを対話集会で学んだ。実際、多国間軍事同盟、二国間軍事同盟が至上と考えられた時代から、今は、集団安全保障へと移りつつある時と楽観し、期待する。米州相互援助条約・北大西洋条約機構・東南アジア条約機構・中央条約機構・アンザス条約・日米安保条約・米比相互防衛条約・米韓相互防衛援助条約が、今も、軍事同盟として並ぶが、冷戦終結後、新興国の台頭は、世界の軍事同盟の流れを変え、政治・文化・経済協力を求める連合体、東南アジア諸国連合・米州ボリバル同盟・アジアアフリカ会議などの主導権を大きく成長させた。本年4月にアジアアフリカ会議(バングラ会議)60周年記念会議は国際法遵守を訴え、「国際的規範を損なう一方的行動」を非難する声明を発表している。

第一次大戦後の国際連盟の不十分さに学び、第二次大戦後に国際連合を組織し、戦後の国際関係の安定を図ってきた。しかしこの間に朝鮮戦争、ベトナム戦争、また中東戦争、アフガン侵攻、イラク侵攻など大きな“戦争”が生起した。戦争がなかった訳でない。自衛権行使、或いは、集団的自衛権行使を担保に自国の安全を保証・企図し議論する前に、集

団安全保障の途が開けていることを知らねばならない。その追求こそ本道であることを対話集会で学んだ。集団安全保障の構築の議論を一層深め、併せて、国際連合組織の（真の民主的）運営についても議論してゆくことが、今後に、必要であろう。

#### 4. 研究機関9条の会の課題と展望

この10年、憲法について学ぶことが出来た。前文に始まり、戦争放棄・基本的人権・地方自治を学ぶ好い機会であった。今、研・学9条の会に、特別、課題が山積しているというわけではない。九条の会の活動と役割は、集った人々の考え方の一致したところで力を合わせ、共に学び、日本国憲法遵守を要請し、追求してゆくことに真髓がある。その原点に立ち還り、研・学9条の会が当面している二つの課題—賛同者、及び、世話人会・活動力について述べ、最後に展望を記す

先に述べたように、賛同者の一層の拡大が望まれる。未だ議論に参加されていない研究者・職員他の方々が、筑波地域の多くの研究機関におられる。それらの方々の参加が望まれる。JAXAはその設置目的に、“平和目的に限る”としていた条項が外された。宇宙空間の開発・利用において、軍事目的が齎すそれらが全人類に及ぼす影響は計り知れない。平和利用条項が外れたことを深く憂慮する。JAXAの方々と議論する必要がある。また、筑波大関係の教官・学生諸氏の九条の会参加が極めて少ない。都市機能において、大学は都市の文化の一つの中心的な存在である。社会の一角を担い、また、社会の未来を担う存在である。これらの方々に呼びかけが出来ていない。賛同者と共に、世話人会において議論が必要な事柄である。呼びかけを一層拡げる努力が必要であろう。

現在、世話人会は10人程度で議論し、事務局の努力で運営されている。その平均年齢は、多分、70歳をかなり超えている。この間、逝かれた方、体調を崩されている方が少なくない。新しい方々の参加が望まれる。若手、現役研究者の参加が、特に、望まれる。現行の活動は機動性が高いと言えない。ニュース編集への参加、及びニュース原稿の充実がもう一つの課題である。賛同者から折にふれた寄稿の一層多く寄せられることが強く望まれる。

「戦争立法」を阻止しなければならない。九条の会の『2.23アピール』及び『5.1訴えと提言』に同感する。戦争立法を強行する安倍首相の思惑が何れに在るにせよ、積極的平和主義のごまかし言辞、日米

軍事同盟にすがりついて戦争を用意する諸施策は国を誤らせ、国民の生活を破壊し、世界を混乱に導く。その道に未来はない。現れる施策の一つ一つに、丁寧に、対応して潰してゆかねばならない。九条の会と共に、民主主義の砦である地方自治体の役割が大きい。地方自治の復権が望まれる。

(2015年5月5日記、5月12日修正筆)

#### 添付資料

##### 《資料》見解・声明・抗議

1. 「筑波研究学園都市研究所・大が関係9条の会アピール（2005年11月）」
2. [要請]「名護市長選に示された名護市市民の意思と普天間基地の移転について（2010年1月28日）」
3. （抗議）「米国未臨界核実験の再開に強く抗議します（2010年10月14日）」
4. 「福島第一原子力発電所事故に対する見解（2011年7月21日）」
5. （声明）「再び米国未臨界核実験が実施されました！（2011年8月18日）」
6. [抗議]「原発再稼働は直ちに中止し、原発依存政策からの脱却を、同時に、原子力・宇宙の利用は平和目的で、『公開・民主・自主』の3原則を厳守せよ（2012年8月23日）」
7. 「日本原電東海第二原発再稼働の動きについて抗議声明（2013年7月18日）」
8. 「特定秘密保護法に反対する（声明）（2013年11月21日）」
9. 「安倍内閣の暴挙を糾弾し、退陣を要求する（声明）（2014年7月）」
10. 「集団的自衛権行使容認の法制化に反対する（声明）（2015年2月19日）」

## 第18回対話集会『話題提供』

### 1. 「戦争の歴史」

和気正芳（KEK九条の会）

戦争法案が作られようとしており、日本を戦争のできる「普通の国」にするのだと言う動きが進んでいる。しかし、戦争をするのが「普通の国」だろうか。歴史は言うまでもなく戦争だけではあるが、戦争は初めからあったものではない。いったいどのようにして戦争が生まれたのだろうか。ものごとには全て始まりと終わりがある。ならば戦争の存在が終わることはあるのだろうか。戦争が終わるとすればどのようになくなるのだろうか。戦争の歴史を少しつぶさに見てみよう。